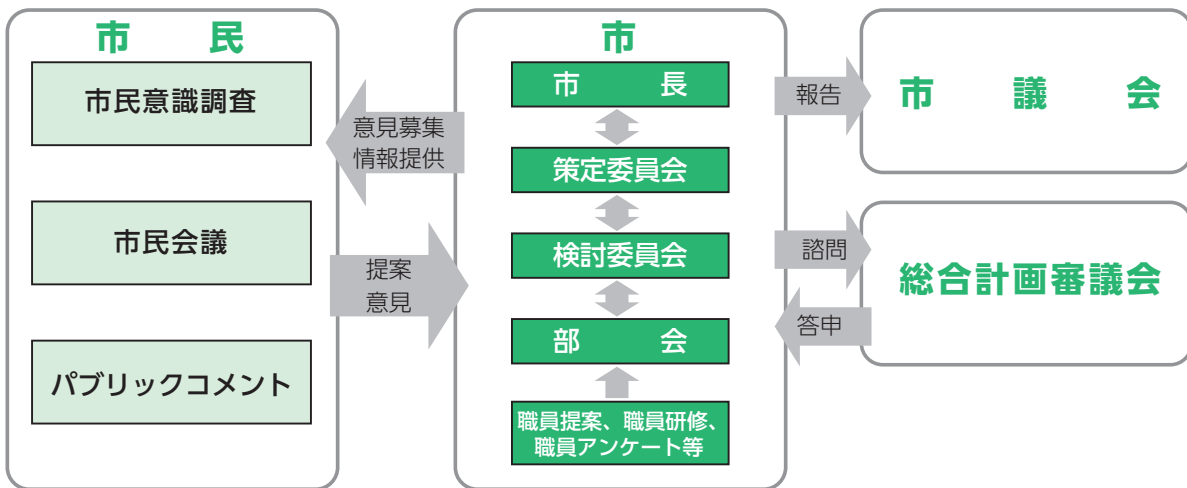


# V 資料

1. 第4次狭山市総合計画後期基本計画  
策定の流れ
2. 狭山市総合計画審議会
3. 市民参画
4. 職員参画
5. SDGsの17のゴールと169のターゲット

## 1 第4次狭山市総合計画 後期基本計画策定の流れ

### 1. 策定体制



### 庁内体制

- 策定委員会** 副市長、教育長及び部長で構成
- 検討委員会** 総合政策部長、次長及び関係する課長で構成
- 部会** 検討委員会委員及び策定主任者（関係課の課長等）で構成。7つの部会を設置

### 市民参画

- 総合計画審議会** 市長の諮問に応じて、総合計画に関する審議を行い、市長へ答申
- 市民意識調査** 市民3,000人を対象に実施
- 市民会議** 策定段階から幅広い市民の参画を得るために開催。市長へ提言書を提出
- パブリックコメント** 総合計画後期基本計画（素案）を公表し、広く市民から意見などを募集

## 2. 策定経緯

### 令和元年

6月	策定委員会を開催（策定方針について）
7月	策定方針を決定
8月	総合計画審議会を開催
9月	策定委員会を開催（検討委員会・基本計画部会の設置について）
9月～10月	市民意識調査を実施
10月	職員アンケートを実施
10月	検討委員会を開催（策定方針・基本計画部会の設置について、書面協議）
11月～ 令和2年1月	市民会議を開催（7分科会合同で4回） 第1分科会（環境共生）、第2分科会（健康福祉）、第3分科会（都市基盤） 第4分科会（産業経済）、第5分科会（教育文化）、第6分科会（市民生活） 第7分科会（計画推進）
10月～ 令和2年3月	基本計画部会を開催〔7部会合同で1回、部会ごとに4回（うち1回は書面協議）、 合計29回、後期基本計画骨子案の検討〕 環境共生部会、健康福祉部会、都市基盤部会、産業経済部会 教育文化部会、市民生活部会、計画推進部会

### 令和2年

1月	策定委員会を開催（基本的事項について）
2月	総合計画審議会を開催
4月～5月	検討委員会を開催（後期基本計画骨子案の検討、書面協議）
5月～7月	策定委員会を開催（5回、後期基本計画素案の検討）
8月～9月	策定委員会を開催（2回、後期基本計画素案の検討） パブリックコメントを募集 市議会常任委員会協議会を開催 （総務経済委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会、各1回、合計3回）
10月	総合計画審議会を開催（2回） 策定委員会を開催（2回、後期基本計画素案の検討）
11月	パブリックコメントの結果を公表
12月	策定委員会を開催（後期基本計画案の検討）

### 令和3年

1月	総合計画審議会へ諮問
2月	総合計画審議会からの答申
3月	後期基本計画を決定

## 2 狭山市総合計画審議会

### 1. 狭山市総合計画審議会条例

○狭山市総合計画審議会条例（昭和42年3月24日条例第7号）

（目的）

第1条 この条例は、狭山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 市長の諮問に応じ、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）第2条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、狭山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の農業委員会の委員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

（部会）

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。



(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員の中から市長が任命する。

2 幹事は市長の指揮をうけ、計画の策定に関し必要な調査を行なう。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年12月25日条例第41号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月13日条例第22号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月29日条例第16号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日条例第4号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日条例第18号)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「行なう」を「行う」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

## 2. 第4次狭山市総合計画後期基本計画についての諮問と答申

狭政発第253号  
令和3年1月15日

狭山市総合計画審議会  
会長 橋本 秀樹 様

狭山市長 小谷野 剛

### 第4次狭山市総合計画後期基本計画について（諮問）

第4次狭山市総合計画後期基本計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和3年2月9日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市総合計画審議会  
会長 橋本 秀樹

### 第4次狭山市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年1月15日付け狭政発第253号で諮問のあった第4次狭山市総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

《別紙》

## 答 申

わが国は少子高齢化の進行、人口減少、財政逼迫、大規模な自然災害や今般の新たな感染症の流行など様々な課題に直面しています。

狭山市においてもこれらの課題に的確に対応することが求められており、人口減少の抑制や財政の健全化を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応し、また新型コロナウイルス感染症を早期に収束させ「新しい生活様式」に対応した暮らしやすいまちづくりが必要不可欠だと考えます。

このようななかで、第4次狭山市総合計画における後半の5か年を計画期間とする後期基本計画（案）が、市長より本審議会に諮問されました。

この計画では、狭山市が将来像として掲げる「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けた取り組みを推進するとともに、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成という国際的な新たな取り組みについても推進することとされています。

また、この計画の策定にあたっては、市民意識調査、市民会議やパブリックコメントを実施するなど市民参画の機会の充実を図るとともに、前期基本計画の達成状況の検証をはじめ、内容の入念な検討・協議が行われたものと考えております。

加えて、計画策定後の進行管理のために、施策ごとに成果目標を設定するとともに、狭山市が進める「協働によるまちづくり」の理念に基づき、「市民・団体・事業者」などに期待する行動を明示することによって、より実効性のある計画とした点を評価するものです。

本審議会では、後期基本計画について、様々な視点に立って、慎重に審議を重ねてまいりました。その結果、概ね妥当な内容であると判断いたします。

なお、答申にあたり、次のとおり意見や要望を付します。後期基本計画の施策の推進にあたっては、これらの点に十分留意されますようお願いいたします。

### （第1章 環境共生）

- ①地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向けた施策については、後期基本計画の5か年に限らず、長期的な視点にたって取り組みを進められたい。
- ②埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市でのゼロカーボンシティ宣言に伴い、構成市との更なる連携体制を構築するとともに、ゼロカーボンシティを実現するための基本計画を策定し、具体的な取り組みを進められたい。
- ③フードロスの削減に向け、フードバンク等の活動の支援につながる取り組みを進められたい。
- ④ごみ処理施設の見学や出前講座の実施など、子ども達の環境に対する意識の向上につながる取り組みを進められたい。

- ⑤プラスチックごみをはじめとする、ごみの減量化を進めるとともに、ごみのリサイクルや資源化についても着実に推進されたい。
- ⑥緑地を市の魅力の一つとして捉え、緑地の積極的な保全と活用を推進されたい。また、開発を行う際には、緑地の減少を最小限に留めるよう努められたい。

## （第2章 健康福祉）

- ①成年後見制度については、広く制度の概要を知ってもらうための説明会を開催するなど、制度の普及啓発、利用促進につながる取り組みを推進されたい。
- ②貧困状態にある子どもに対する支援やフードロス削減に向けた取り組みとして、子ども食堂の運営に対する支援策を講じられたい。
- ③近年増加傾向にある熱中症について、室内での熱中症の予防を含めた対策を講じられたい。
- ④子育てと仕事の両立を目指す家庭を支援するため、感染症の流行等により保育施設や学校が閉鎖された場合の対応について、具体的な対応策を講じられたい。
- ⑤高齢者や障害者、生活困窮者など、支援を必要とする人々が、適切な支援を受けられるよう、各種支援制度についての情報発信や相談体制の整備に努められたい。
- ⑥駅周辺の公園については、市民の健康増進につながるスポーツ・レクリエーションの場としての活用を検討されたい。

## （第3章 都市基盤）

- ①入曽駅周辺整備事業については、地域住民の意向を考慮しつつ、着実に推進されたい。
- ②いわゆる買い物弱者の解消に向け、市域を越えた公共交通の運行を推進するとともに、新たな公共交通の導入等、更なる公共交通の充実を図られたい。
- ③渋滞の解消や産業の活性化を図るため、狭山市駅加佐志線については、早急に東京狭山線に接続できるよう取り組みを進められたい。
- ④入間川の河川敷については、市民の憩いの場として活用するとともに、水辺と市街地をつなぐ観光拠点としての活用を検討されたい。
- ⑤狭山市駅周辺については、中枢拠点として、更なる利便性の向上に努められたい。

## （第4章 産業経済）

- ①新たな企業・事業者の育成については、地域経済の発展や市税収入の安定確保を図るため、ターゲットを明確にし、20年、30年と地域に根付く企業の創業・起業の支援を推進されたい。
- ②地域経済の発展のため、次の狭山を担う若手経営者が一致団結していけるような取り組みを計画的に推進されたい。
- ③産業経済の発展については、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の概念に基づき、最先端技術の積極的な活用に取り組まれたい。



- ④観光施策の推進については、市外から多くの方に観光に来てもらうという本来の目的に基づき、目標設定を行い、取り組まれない。
- ⑤新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小企業や個人事業主に対する支援については、今後もいち早く支援を実施されたい。
- ⑥農業については、輸送によって生じる二酸化炭素を削減するという環境面への配慮からも、農作物の地産地消を一層推進されたい。

#### (第5章 教育文化)

- ①ICT教育の実施にあたっては、児童生徒に対する情報モラル教育だけでなく、家庭で児童生徒を監督する保護者に対する情報モラル教育についても、併せて取り組まれない。
- ②ICT教育の実施にあたっては、情報端末や通信環境の整備だけでなく、指導を行う教員の研修を充実させることにより、効果的な教育の実施を推進されたい。
- ③学校と地域の連携を強化するために、より一層の情報発信、情報共有に取り組まれない。
- ④ICT教育の実施にあたっては、家庭の事情により家庭学習の環境に格差が生じないように、公共施設における通信環境の整備について取り組まれない。
- ⑤ICT教育の実施にあたっては、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念に基づき、不登校をはじめとする教室で授業を受けることが困難な児童生徒に対する学習支援においても効果を発揮できるよう活用方法を検討されたい。
- ⑥人権と平和意識の高揚については、今後のグローバル社会においても重要となるため、着実に取り組みを推進されたい。

#### (第6章 市民生活)

- ①地域コミュニティの活性化については、自治会への加入を促進するとともに、自治会組織がない地域についても、隣接する自治会への編入や新規設立の促進等に取り組まれない。
- ②自治会活動の促進については、会員の高齢化の進行等を考慮し、自治会の活動が継続できるよう支援に取り組まれない。
- ③男女共同参画の推進については、それぞれが個性と能力を発揮し、対等に参画できる社会を実現するため、一層取り組みを進められたい。
- ④男女共同参画の推進については、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を達成するため、多様な視点を持ち、取り組みを進められたい。
- ⑤危機管理防災体制については、自衛隊や警察などの関係機関との連携を強化し、より一層の充実に取り組まれない。
- ⑥災害時の対応については、停電等のトラブルにも対応できる避難所運営について検討を進めるとともに、避難行動要支援者の把握に努めることにより、被害を最小限に抑える取り組みを進められたい。

## (第7章 計画推進)

- ①行政手続きの効率化を図るため、パソコンやスマートフォンを利用した手続きの導入について、検討を進められたい。
- ②公共施設等については、計画的な修繕を実施するとともに、市域全体のランドデザインを行い、行政手続きや地域活動の拠点となるよう運営されたい。
- ③第2期狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合計画との整合性に留意し、推進されたい。
- ④今般の新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、対面での会議の実施が困難な状況下においても、滞りなく審議が行えるよう、オンライン会議の実施をはじめとした環境整備に取り組まれたい。

## 3 市民参画

### 1. 市民意識調査

調査地域	狭山市全域
調査対象	満18歳以上の狭山市民 (令和元年9月1日現在)
調査方法	郵送配布、郵送回収。WEBによる回答も可とした。
対象者数(配布数)	3,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出 (性別、地区、年代で区分し、人口割合及び5年前に実施した調査の回答率により按分して抽出)
総回答数	1,364件(不正回答は除く。うち4件は自由意見のみ反映)
有効回答数	1,360件(うちWEB回答208件)
有効回答率	45.3%(うちWEB回答15.3%)
実施期間	令和元年9月24日(火)～10月8日(火)
調査項目	居留意向、市の取り組みに対する評価と今後への期待、協働によるまちづくり、子育て支援、老後の生活、安全・安心なまちづくり、行財政改革、市政の方向性など

### 2. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議要綱

#### 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、第4次狭山市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に係る市民会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

##### (設置)

第2条 市は、後期基本計画の策定にあたり、市民参画による計画づくりを推進するため、第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

##### (組織)

第3条 市民会議は、委員56人以内をもって組織する。ただし、市長が認めたときは必要に応じて委員を追加することができる。

- 2 市民会議に分科会を置き、分科会の数は7とする。
- 3 市民会議にリーダー会議を置くことができる。

# V. 資料

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選考する。

- (1) 無作為に抽出した者で、かつ委員に応募した者
- (2) 各種団体から推薦された者

2 前項の抽出及び推薦は、次のいずれにも該当する者のうちから行うものとする。

- (1) 市内に在住又は在勤する者で、令和元年10月1日時点において満18歳以上の者
- (2) 国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者

3 委員の任期は、市民会議の発足日から提言書の提出日までとする。

4 委員は、無報酬とする。ただし、記念品を進呈することができる。

5 市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 市内に在住又は在勤しなくなったとき。
- (2) やむを得ない理由により離任を申し出たとき。
- (3) その他解任することにつき相当な理由があると市長が認めるとき。

(委員の責務)

第5条 市民会議の委員は、市民会議の設置の趣旨を踏まえて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会議には、自発的かつ積極的に参加すること。
- (2) 会議では、互いを尊重したうえで、積極的に意見表明をすること。
- (3) 施策等の検討にあつては、全市の見地に立って論議すること。
- (4) 提言する施策等は実現可能なものとなるように留意すること。
- (5) 極力簡潔にし、時間を有効に活用すること。

(議事)

第6条 会議における決定は、出席委員全員の合意によることを原則とするが、採決が必要な案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則として、全て公開とする。

- 2 会議の傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の状況等を考慮して決定するものとする。
- 3 会議の開催日は、可能な限り、事前に公表するものとする。
- 4 会議録は、会議の経緯と決定事項等を内容とし、委員の協力により作成する。

(提言等)

第8条 市民会議は、令和2年3月までに、市長に対して提言を行うものとする。

(分科会)

第9条 分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会のテーマに係る施策の検討に関すること。
- (2) 分科会のテーマに係る市への提言書の内容の検討に関すること。
- (3) その他分科会の運営に係る検討に関すること。

2 市民会議の委員は、原則としていずれかの分科会の委員になるものとする。

3 分科会にリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(リーダー会議)

第10条 リーダー会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会の審議に係る調整に関すること。

- (2) 基本計画の施策に係る調整に関すること。
  - (3) 市へ提出する提言書の調整に関すること。
  - (4) その他市民会議の運営に係る連絡調整に関すること。
- 2 リーダー会議は、前条に定める分科会のリーダーをもって組織し、リーダーが出席できない場合は、サブリーダーが代理として出席するものとする。
- 3 リーダー会議に統括リーダー1人及び統括サブリーダー1人を置き、リーダー会議の委員のうちから互選によりこれを定める。
- 4 統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(市の役割)

第11条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市民会議が施策の審議や提言のとりまとめを行うために必要な情報の提供に関すること。
- (2) リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員等を派遣すること。
- (3) その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な支援を行うこと。

(庶務)

第12条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議において協議して定める。

附則

この要綱は、令和元年10月7日から施行し、市への提言書の提出をもって、その効力を失う。

一部改正 令和元年11月8日



## 3. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議による提言

目的	後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く伺い、市民参画による計画づくりを推進する。	
参加者	住民基本台帳に登録された20～75歳の市民で無作為抽出された者のうちの応募者39名、日ごろから協働に積極的に取り組み、関係団体に所属している者の中で、各部の部長から推薦された者18名。	
開催日	令和元年11月20日（水）、12月13日（金）、令和2年1月8日（水）、1月31日（金）	
提言	<b>分科会</b>	<b>テーマ</b>
	環境共生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 循環型社会への取組み ～リサイクルのループをつくる!～</li> <li>2. 多様なみどりの保全 ～エリアや植物の特性を生かした緑化を～</li> <li>3. 環境に対する意識の向上 ～ Think Globally, Act Locally ～</li> </ol>
	健康福祉	<p>“ゆりかごから墓場まで”</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援</li> <li>2. 相談体制の充実</li> <li>3. 健康づくり</li> </ol>
	都市基盤	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 魅力的な住環境</li> <li>2. スマートな交通インフラ</li> <li>3. 人を呼び込む環境づくり</li> </ol>
	産業経済	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活躍できる『場所』づくり</li> <li>2. 名物となる『もの』づくり</li> <li>3. 市内外で活躍する『人』づくり</li> </ol>
	教育文化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 狭山らしい学校教育の充実と支援体制の充実</li> <li>2. 地域における教育機会の拡充</li> <li>3. 生涯学習の充実 ～学びを通じたコミュニティづくりへ。教育のまち狭山～</li> </ol>
	市民生活	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. みんなでつくる防災・減災体制</li> <li>2. 地域コミュニティの活性化</li> <li>3. 活躍したい女性へのサポート</li> </ol>
	計画推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 狭山が好き! と言えるまちづくり</li> <li>2. 人を呼び込むまちづくり</li> <li>3. お金と人を生かすまちづくり</li> </ol>

#### 4. パブリックコメント

目 的	第4次狭山市総合計画後期基本計画の素案を市民に公表し、寄せられた意見などを計画策定の参考とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する。
提出方法	郵送、FAX、持参、電子メール
提出期間	令和2年8月14日（金）～9月11日（金）
意見数	31件（提案者数：5人）

## 4 職員参画

### 1. 狭山市総合計画策定に関する委員会規程

狭山市総合計画策定に関する委員会規程（昭和58年10月24日 訓令第9号）

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）第2条に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画（以下これらを「総合計画」という。）について、その策定に関する委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（策定に関する委員会）

第2条 本市は、総合計画策定に関する委員会として狭山市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び狭山市総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### 第2章 策定委員会

（所掌事務）

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要事項に関すること。

2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

（組織）

第4条 策定委員会は、次に掲げる職員をもつて充てる。

- (1) 副市長及び教育長
  - (2) 総合政策部、総務部、市民部、環境経済部、福祉子ども部、長寿健康部、都市建設部、上下水道部、生涯学習部及び学校教育部の部長並びに危機管理監
- （委員長、副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は総合政策部長をもつて充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（資料の提出等の要求）

第7条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第3章 検討委員会

### (所掌事務)

第8条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。
  - (2) 基本構想及び基本計画の原案を作成すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に関する事項に関すること。
- 2 検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

### (組織)

第9条 検討委員会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 検討委員会の委員は、市長が指名する。

### (委員長、副委員長)

第10条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長をもつて充て、副委員長は市長が指名する。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (検討委員会の会議)

第11条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

### (部会)

第12条 検討委員会に部会を置き、部会は、検討委員会の所掌事務を分掌する。

2 委員が所属する部会は、市長が定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ市長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (策定主任者)

第13条 前条に定めるもののほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する委員以外の者のうちから市長が指名する。

2 策定主任者は、その所属する課等の所掌事務について調整する。

### (部会の会議)

第14条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

### (資料の提出等の要求)

第15条 検討委員会又はその部会は、所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第4章 雑則

### (庶務)

第16条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

### (委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、総合計画策定に関する委員会の運営に関しては、それぞれ策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

# V. 資料

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（昭和60年6月19日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日訓令第2号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日訓令第2号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月24日訓令第6号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日訓令第11号）

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月1日訓令第14号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月20日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月21日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月4日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月8日訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。



## 2. 職員アンケート

調査目的	第4次狭山市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市政に関する職員の意向や提案等を把握し、市民意識調査の結果とも比較しつつ、計画づくりに反映させること。
調査対象	一般職に属するすべての職員（令和元年10月17日現在）
調査方法	庁内ポータルサイトに調査票ファイルを掲示、ダウンロードして回答を入力した調査票を電子メールにより回収
対象者数	909人
有効回答数	723件
有効回答率	79.5%
実施期間	令和元年10月17日（木）～10月31日（木）
調査項目	市の取り組みの充実度、市政の方向性、行財政改革、人口政策、これからのまちづくりなど

## 3. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議への職員参加

市民会議の7つの分科会それぞれに関係する課の職員が2人ずつ、合計14名の職員がオブザーバーとして会議に参加し、情報提供や議論に加わるなどした。

## 5 SDGsの17のゴールと169のターゲット



### ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

2 飢餓を  
ゼロに



## ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

3 すべての人に  
健康と福祉を



## ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

## 4 質の高い教育を みんなに



### ゴール4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.1	2030年までに、すべての女兒及び男児が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を増加させる。

## 5 ジェンダー平等を 実現しよう



### ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



6 安全な水とトイレを世界中に



## ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



## ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



## ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



## ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



## ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



## ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12

つくる責任  
つかう責任



## ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食糧の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。





## ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



## ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



15 陸の豊かさも守ろう

## ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



**ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**

16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



## ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ~ 0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協動的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

(外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (仮訳)」より)